

国民国家から言語と文化を引き算する

渡 辺 公 三

渡辺です。なるべく30分以下、できれば25分とか20分ぐらいでお話を終わらせればと思って、話を始めます。ですから本題以外のことをいわずに話せばいいのですが、つい言い訳をいってしまいたくなるのは、この4月から学部の業務を引き受けまして、ほとんど本を読む時間がない。もともとそれほど読むほうではないのですが、読めなくても生きていくということを発見して、今後ふたたび、読む体、読まなければ生きてゆけない(?)体に戻れるのか、非常に不安を感じている毎日です。

昨日ひさしぶりに机に向かって、苦し紛れに出しておいた「国民国家から言語と文化を引き算する」というタイトルをあらためて見直し何をいおうかと考えはじめまして、はたと困りました。というのは、やはり国民国家のあり方は足し算、引き算、掛け算、割り算という四則計算の次元にはないと思うのです。それでここで考えてみたいと思うことは、国民国家というものを支えている意識装置とでもいましょうか、今日も何回か出てきた言葉を使えば、ナショナル・アイデンティティという構造は、むしろ無理数とか虚数とか無限集合とか、そういったものの構造に近いところがあるのではないかと。僕は半分真剣にいつかそういうことが出来れば、例えば虚数の発明とか、無限集合の発見ということと、近代国家の形成を、パラレルな互いに絡み合った現象として見直していくことが出来ないか、意識の構造というようなレベルがもし設定できればそれは可能ではないか、という妄想を持っています。今日もそういう意味でいうと、準備もないところで妄想の話を聞いていただければ、というつもりで来ました。

僕が考えてみたいと漠然と思ったことは、ナショナル・アイデンティティを考える時に、しばしばわれわれは無意識の内に、ある理想的なモデルとの同一化としてのナショナル・アイデンティティとい

う考え方にイメージを限定しているのではないかとことです。数年前にここでご講演いただいた酒井直樹さんが大変興味深い講演の中で、アメリカに行った日本人の中に、チョンマゲをゆって、まるで侍のような恰好をする人が出てきたりする。それはある意味では日本人の自分の持っている理想、いつてみれば理想自我といいますか、別にこれは厳密なフロイト的な使い方ではないつもりはありませんけれども、理想自我と自分を一致させることによって、自分のアイデンティティーを確保できると思ってしまうという例を上げて、大変興味深い話をして下さった(『立命館言語文化研究 8巻3号』 1997年1月)。

そういうモデルとの一致としてのアイデンティティというのが、いろんな形で暗黙の内に話の背景に置かれているように思える。そして理想的な自我というものを保証する重要な枠組みとして、言葉、例えば日本人であれば、日本語をしゃべるその日本語-たとえばモデルとしての「標準語」です-であるとか、日本の文化といったものが想定されているということがあるのではないかと思います。もちろん今日のさまざまな講演者の方たちのお話の中でも、まさにそうした言葉、そうした文化というものを単なる理想的なモデルとの一致という意味での同一性というものではない、別の仕方にどう使っていくか、どうそれを語り・聞く手段に変えていくかという問題意識が語られていたと思うのですが、僕としてはここでは仮に言語と文化という国民国家におけるナショナル・アイデンティティの枠組みをなす基本というものを、もし出来たらあえて引き算してみても、それでも言語や文化以外の何が国民国家を支えるのかという問題を考えてみたい。それが今日の問題意識ということになります。話の内容そのものとしては、きわめて異質な2つの話を単に並べた

だけということになりますので、ある種の戯言、フランス語でいうディヴァガシオン、とりとめのない話というように聞いていただければと思っております。

そこで僕は国民国家におけるナショナル・アイデンティティというものを作りあげる、あるいは保証する装置として、例えば言語による同一性とか、文化による同一性以外のものとして、非常に重要なのではないだろうかと思いついた点は、考えてみると非常に自明のことともいえる国民国家というのは、国民を法的な主体として仕上げていくということが一つはあるのではないだろうか。

理想的なモデルとの一致によるナショナル・アイデンティティとは異なる次元として、法的なナショナル・アイデンティティというあり方が問題として立てられないだろうか。僕は全く法学については素人ですので、先ほど申しあげたような戯言、とりとめのない話というように聞いていただきたいのですが、この法的な主体は、国家の中では一つは戸籍によって確保されるだろう。言いかえれば、民法の主体として、国民というものをどう作るかという問いがある。もう一つは刑法の主体としての国民をどういうようにして作っていくのだろうかという問いです。その二つのことが実は国民国家形成の日本における明治期の非常に重要な二つの問題であったのではないだろうか、と考えてきているわけです。

ところで最近のさまざまな研究を参照するとこの戸籍というものが、結局国民国家として、やがては帝国として、さまざまな列強に伍していくための日本の軍事力を支える、軍隊の動員のための基本的な台帳として機能していた、あるいはそういうものとして作られていたことが指摘されていると思います。

また、一方刑法の主体は、犯罪者の同一性をどうやって見分けるかというある意味ではネガの形で、国民というものを同定していく装置だろうと考えられるわけです。これは現代世界においては指紋によって確定するのがもっとも効率的な手段と目されているとあっていいと思うのですが、そういう関心から明治期における刑法の成立のプロセスというのを追っていきますと、僕自身、非常に興味をひかれた

点があります。日本では刑法という枠組みの中で、犯罪者の同一性を確定するための手法つまり「指紋法」の導入は、明治後半期以来、日本の刑法体系の整備の中心に常に居たといってもいい平沼騏一郎という司法官僚かつ刑法学者によって、1908年に行われていったという経過がわかってきたわけです。具体的には年表をご覧になっていただきたいと思うのですが、その技術的な面に当たったのは、実はドイツに留学していた刑法学者、大場茂馬という人であったわけです。この人は1908年の12月、『個人識別法』というものを書き著わしました。おそらく平沼騏一郎と大場茂馬が協力して、1908年に前年に実現された改正刑法施行と並行して、指紋法というものを導入していったという経過があります。

この刑法改正と指紋法の導入はどういう意味で並行して進んでいったか、これは立ち入っていろいろ議論していくと、難しい問題があると思うのですが、民法における戸籍の整備というのが、列強諸帝国のいわば文明国に伍するための法体系の整備という一面を持っていたとすると、この刑法の整備は、刑法の側面で当時の「文明国」に日本の帝国がどうして伍していくかという一面を持っていたのは確かだと思います。そのことは大場の本の序言にもふれられています。

ただその刑法の整備と近代化の中で、「文明国」においてもさまざまな潮流があり、一つには厳罰主義、もう一方には比較的ゆるやかな刑法の発想で、例えば執行猶予をどう付けていくかといういくつかの潮流があったようですが、その刑法の近代化の中で、逮捕された犯人を、お前はお前であるというようにして同定する技術の確保が、なんといっても非常に重要な問題として、当時浮上していた。その問いに指紋法が応えたということであったと思います。

当時のヨーロッパにおいて、指紋法がどのようにして発明され、普及したのか。これはイギリスで主に法的な技術として完成されたわけですが、大場という人がドイツに留学して、イギリスから取り入れられ改良されたドイツの技法を学び、それを日本にどのように持って来たかといった細かな点については、今日はまったくふれられません（『立命館大学国際関係研究』12巻3号、2000年3月、拙論「個

人識別法の新紀元」参照）が、こうした刑法体系の整備の中心にいた平沼と、もう少し技術的な側面からそれを支えた大場というような人たちの明治期における仕事の過程を見ることによって、いわば日本が日本という国を、先ほど姜先生が使われていた言葉を使えば、ナショナル・スペース、さらには帝國的ナショナリティの空間としてどのようにして作っていったかということがわかるように思われます。

そういう点で僕が非常に関心を持たされるのは、平沼騏一郎は年表にもあります通り、指紋法導入の2年後の1910年、それは韓国併合の年でもありますが、大逆事件で、周知の通り審理の中心的な役割を果たしているということです。更に人物事典などに説明されていますが、国本社という団体を主宰して、いわゆる観念右翼の中心的な人物としての役割を一時期果たし、そして枢密院副議長としては、治安維

関係年表

	平沼個人	政治事件	法整備
1867	岡山県生まれ		
1870			新律綱領
1873			改正律例
1888	東京帝国大法学部卒、判事		
1882			刑法治罪法施行
1906	民刑局長（～11）		
1907	西欧視察（07、3～08、2）		
1908			(10) 改正刑法施行 指紋法
	(6) 「英国の刑事裁判制度」		
	(7) 『犯罪人異動識別法』		
	(12) 大場茂馬『個人識別法』		
1909	次席検事（～11）	日糖事件	(3) 大場『最近刑事政 策根本問題』
1910		大逆事件	
1911	司法次官を経て、検事総長（～21）		
1914		シーメンス事件	
1921	大審院院長（～23）		
1923	司法大臣任命（～24）		
1924	国本社を主宰、枢密顧問官着任 『新刑事訴訟法大意』		
1925	枢密院副議長		治安維持法 普通選挙法
1927	(12) 「建国の精神と融和問題」		
1930		ロンドン条約批准問題	
1936	枢密院議長、国本社解散		
1938	(3) 「融和事業の根本精神」(融和問題叢書13)		
1939	首相就任（～39）		
1940	近衛内閣内務大臣に着任、大政翼賛会問題決着		
1945	戦犯として逮捕		
1948	終身禁固の判決		
1952	慶応病院で死去		

持法の制定と、これはいろいろな説があるようですが、だきあわせに通過した普通選挙法の施行にも直接に携わっていて、比較的人目に触れない形で日本の法体系を作っていた人物といえると思います。その人間が一体どういう構想を持って、こうした体制を構築していったかを見ることを通じて、日本における明治期、つまりネーション・ステイツの構築から更に帝國的なネーションというものへ変容していく、そのちょうど時期に当たって、誰が何をしたかということに僕なりに理解して行くことができると考えています。ナショナル・アイデンティティというものに対する僕なりの取り組み方、一つの応答の仕方だということに考えています。

こうして同一化の場というものが、どのようにして作り上げられていったかを明らかにすることことは、今後21世紀に向かって行く時に、国民国家というものを考える視点として、多文化主義と多言語主義の視点と一つ違った角度から、ある照明を与えるものではないだろうかとは僕は考えています。

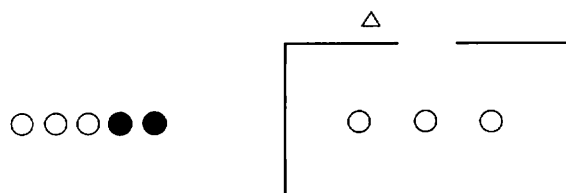
ここで話をやめてもいいのですが、これとはかなり異質な別の話を一応用意しましたので、10分ちょっとで終わることを目標としてお話をさせていただきたいと思います。

こうして同一性の分類空間といいますか、法的な次元でのナショナル・アイデンティティの空間というものがどのようにして構想されて整備されていたかを考えながら、僕がもう一つ気になることがあります。これは別に専門的にそういうものを読んでいるわけではないので、ちょっと不思議に触発されるというか、あるインスピレーションのようなものを感じさせられてこだわっているという以上の何ものでもないということで、話を聞いていただければと思うのです。

精神分析のラカンという人が「論理的時間と予期された確実性の断言」という、よくわけのわからないタイトルの比較的短い論文を書いております。「エクリ」という論文集に入っています。その論文では当時流行っていたらしいある種のゲームが示されていて、そのゲームのあり方と、それに対するラカンのコメントが、何か私には多言語主義とか多文化主義という視点から語られている、ナショナル・

アイデンティティのとらえ方とは、ちょっと異質な視点を示唆しているように見える。どうしてもその点で気になって仕方がないということで紹介をして、いわば話題として提供してみたいので、お話をさせていただきます。

その論文でラカンは、まずゲームを紹介しています。先ほど犯罪者の同一性という話をして、なんとなくそれに連想が働くのですが、論理的問題というタイトルをつけてこう説明されています。引用します。「刑務所の所長が3人の囚人を特に選んで出頭させ、次のような意見を伝えた。君たちの内1人を釈放することになった。その理由は今ここでいうわけにはいかない。そこでもし君たちが賛成するならば、この1人を決めるためにある試験をしたいと思っている。今、君たちは3人いるが、ここに5枚の円盤がある。その内、3枚が白、2枚が黒というように、色だけによって区別されている。私はこの内、どれを選ぶか、理由をいわないで、君たちの背中に1枚ずつ円盤をはる。直接これを見ることは出来ない。ここには姿を写すようなものは何もないから、間接的にも見る可能性はまったくない。君たちは仲間とそれぞれのつけている円盤はとくと見ることができる。もちろん君たちが見たものをお互いにいうことは許されない。君たちの関心事だけは口止めされるわけだ。われわれの用意した釈放の処置の恩恵を受けるのは、最初に自分の色について結論を出したものに限る。もう一つ君たちの結論には論理的理由付けが必要であって、単に蓋然性だけではいけない。このために君たちの1人が結論をいう準備が出来たら、それを審議するための呼び出しを受けるためにこの戸口から出てもらいたい。」この問題のあり方を僕なりに図にして表すと、四角い部屋があって、出入口が1個あって、中に3人いて、外の三角は問題を出した看守のつもりです。この提案が受け入れられて3人の囚人にはそれぞれ白い円盤が張



られた。黒い円盤はこの時使われなかったけれども、それはもともと2枚だけ用意されていたことに留意していただきたい。さて、この囚人たちはこの問題をどのようにして解決できたか。そういうクイズです。

完全な回答というのが、書いてあります。引用します。「3人の囚人はいつとき考えた後で、一緒に数歩前進し、並んで戸口を出た。彼らはそれぞれ次のような似通った回答を用意していた。私は白です。」つまり無罪ということですね。「それがわかる理由を申しあげます。私の仲間たちが白である以上、私が黒であれば、彼らはめいめいこう推論できるはずです。もし自分も黒であれば、もう一人の仲間が自分が白であるということがすぐにわかるはずで、そうすればただちに出ていってしまう。だから私は黒ではない。そこで二人とも自分が白だと確信して、一緒に出ていってしまうはずです。彼らがそうしないのは、私が彼らと同じ白だからです。そこで私は自分の結論をいうために、戸口に進みでました。このようにして、3人は同じような結論の理由付けに力を得て同時に出ていった。」これが答えなんだそうです。

一種の頭の体操みたいな感じですが、このことに長々と注釈をつけていて、とてもそれを全部見ていくことはできませんけれども、要点として触れていることを紹介しますと、3人はそれぞれ白いものを背中に付けられたわけです。自分以外の白い二つの円盤だけを見ることができるわけで、その場で興味深い条件が二つ隠されてということに注目していただきたいのですが、囚人たちはお互いに言葉のやり取りを禁じられている。情報を交換してはいけません。そして鏡がない。自分の姿を見ることが確認することはできない。そういう条件を出されていたわけですね。

ここで、前半の話と結び付けるための註を差し挟ませていただきます。少々こじつけめいていると思われるかもしれませんが、前半ではモデルあるいは理想自我との一致としてのアイデンティティとは異なった法的主体としてのナショナル・アイデンティティを考えることはできないかということについて話しました。理想自我はあるべき自分を映し出す

鏡ともいえるわけで、とりわけ視覚的なものとの関わりが強くまた、その点でラカンの「鏡像段階」の議論と結びつくといえるのではないのでしょうか。僕が興味をひかれるのはこの囚人のゲームでは、まさにその鏡像が排除されているという点です。このゲームの話しを僕のような見方で受け取れるものなら、ここでラカンは鏡像的なものとは異なったアイデンティティ獲得の寓意を提出していると見ることもできるのではないのでしょうか。鏡像が排除され、他者を見ることのみが許され、言葉のやりとりも禁じられ、しかもある種の競争が課せられている、これはなかなか興味深い関係の構造です。鏡像というものを「文化」になぞらえることができるなら、ここではまさに言語と文化が引き算されているといえなくもないのです。

さて看守は、実は3人に白いカードをはったので、いってみれば、黒が有罪、白が無罪だとすると、それぞれ3人は全員無罪である。ただそのことを自分で他の2人の背中の白い板を見ることで推論しなければならない。どうもその時にラカンの解説によれば、一端動いて立ち止まって、又動いて、3人同時に出たということがミソなのだそうです。それがなぜミソであるかというラカンの少々術学的ともいえそうな議論の展開については、論文をお読みいただくしかないと思うのですが、いくつかの論点を列挙しているのを要約しておきます。第1に、他の人間が2枚の黒をくっつけていれば、自動的に自分は白だとわかってしまう。そういうことは、そもそもゲームとしてなりたないから、排除されている。そして第2に、もし自分だけが黒であれば、自分の見ている2枚の白は遠からず、お互いが白であることに気づくであろうという推論が成り立つと説明されています。ちょっと頭の体操をしてほしいと思うのですが。

さて次に、「私によって斯様に考察されたこれらの白について、彼らも私より早く自分の色に気づかないように、私は急いで自分が白であることを断定しよう」というのが第3のモーメントだそうです。その手前のところで、実は3人はひょっとすると自分は白ではないかと勘づいて出口に行きかけるのだけれども、ちょっと立ち止まって、そこでもう一度

断定を下して、歩き始めて、3人一緒に外に出ていくことが起こるのだというのが解説なのです。しかもラカンという人の文章はややこしくて難しいのですが、「私は白であることを判断する形で、私というものが判断の主体としてそこに形成される」という言い方をしたり、それからこれは半分僕の理解の仕方とっていいのですが、自分自身については見ることが出来ず、他者との言葉のやり取りを禁止されながら、ある推論によって自分は白であると、自分のアイデンティティが白であると断定することによって、しかもそれが同時におこることによって、3人のアイデンティティがいてみれば、同時に獲得されて、3人同時に出て行くと。そういうような形のある種のアイデンティティのあり方というもの、ある意味では非常に寓意的な書き方で、ラカンという人は示唆している。

僕はこの話にどうしてひかれてしまったのか、自分でも時々考えるのですが、どうもこれは自分の姿のあるものとして擬して、ある理想的なモデルというものを設定して、それとの関係で自己のアイデンティティを形成するような人間のアイデンティティのあり方とはかなり違うアイデンティティ形成の構造というものが示されているのではないだろうか。しかも特徴的なのは、白と黒という画然とした区別が想定されていて、白の連中は同時に自分は白であると結論して出て行く。僕が気になるのは、黒を付けた人の存在は不可能なのか、もし黒を付けた人間がいたらどうなるのだろうか、その存在はどういうようにして、このシステムの中で位置づけられるのだろうか。そういうことが気になる。

競い合いの中で他者を見ることで成立するアイデンティティの構造、それは何なのだといわれると、何だかよくわかりませんと答えるしかないのです

が、実はそういうことが気になるのは、例えば、去年のシンポジウムにいたるまで、どうも気になっていたことは、20世紀への転換期の時期に、日本は文明国の域に達するというか、そういうものに入ることによって、帝国としての自分の位置を固めていくことになるわけですが、その帝国間秩序というもの、ある意味ではさまざまなネイションがほぼ同時に帝国として自己形成をしていくという、ある種の同時性というようなものがある、そのことをどうように考えたらいいのだろうか、それはそれぞれのネイションというものが、理想的な自画像を作って、競いあいながら、それに到達したことによって、それぞれが帝国に成長して行って、国際秩序を作っていたというような理解の仕方、本当に解けるのだろうか。ちょっと違うのではないか。もう少し違う何か、いてみれば、理想的な自己像なんていうものを前提にしない別の形での競い合いながらの、いてみれば自己以外のものから来るアイデンティティ形成のメカニズムみたいなものをどこかに考えてみないと、いろんなことがうまく解けないのではないだろうかということを感じていました。そういうことに対して、このラカンという人が出している、半分、頭の体操のようなイメージというものがなんらかのヒントになるのではないだろうかと考えていて、ずっと気になっている。

まったくつながりのない二つの話を今日はさせていただいて、先ほど予告したように、とりとめのない妄想というか、わけのわからない話をさせていただいて、終わらせていただこうと思います。とてもこれで今日のシンポジウムがおさまったとは思えないので、後は是非コメンテーターの方々がいいコメントを出していただいて、しめていただきたいと思います。以上です。(拍手)